

第1回琵琶湖森林づくり県民税条例検討会概要

■開催日時

平成27年(2015年)10月30日(金)16時30分～18時30分

■開催場所

滋賀県庁北新館5-F 会議室

■出席委員

我妻委員、岩波委員、坂野上委員、高橋委員、田中委員

以上5名(五十音順、敬称略) ※長島委員については欠席

■議題

1. あいさつ(総務部長)

2. 検討会設置の趣旨説明

3. 会長の互選、副会長の指名

○会長の互選

検討会設置要綱第4条第2項の規定に基づき、委員の互選により、同志社大学法学部教授の田中委員に決定

○副会長の指名

検討会設置要綱第4条第4項の規定に基づき、会長の指名により、立命館大学教授の我妻委員に決定

4. 琵琶湖森林づくり事業および県民税の概要について

5. これまでの琵琶湖森林づくり事業の実施結果について

6. 基本計画見直し後の琵琶湖森林づくり事業として実施する事業について

○「琵琶湖森林づくり事業および県民税の概要について」「これまでの琵琶湖森林づくり事業の実施結果について」「基本計画見直し後の琵琶湖森林づくり事業として実施する事業について」を一括して、事務局から資料に基づき説明。

<会長>

非常に詳細な説明があったが、これから議論していく際に確認しておくべき基本的な事柄等あると思う。

それは、この会議というのは琵琶湖森林づくり県民税条例検討会ということで、最終的には県民税の条例をどうするか、つまり、さらに5年これを維持するのか、あるいはその内容を見直すのかといった、そういう結論をこの検討会で示すというのが求められているものと思う。

ただ、その際には、そもそもこの県民税を使って一体どういう事業を今までしているのか、あるいは、見直しでその内容をどのように変えようとしているのかといった、森林審

議会で議論いただいたものが一方にあり、もう一方では手段とか方法に関連し、県民税という方法を充てるというのが適切か、あるいはどうそれを修正すべきか、いわば車の両輪のような関係があると思う。

その双方を見合わせながら議論していくことが必要と思うが、最終的に収斂していく税のあり様等に関しては、次回の検討会、あるいはさらにその次の検討会での議論になるかと思う。

今日はまず、大きなその組み立ての問題とか、あるいは事務局から説明のあった資料についての確認、この部分とこの部分がどういう関係になっているのかというようなことを中心にご自由にご質問等を頂戴したい。

<委員>

前回の見直しの時は、8名委員がおられたが、今回は6名である、前回おられた立場の方で、今回おられない立場の方はあるのか。

<事務局>

前回、外部委員は6名で、残りの2人というのは、森林政策課の課長と税政課の課長が委員として参加していた。しかし、今回は、執行部は事務局として参加させていただき、ご意見を頂戴するという整理をおこない、委員数については8名から6名になったところである。

外部委員としては同数で、趣旨も前回と同様、森林審議会等のご議論に精通されておられる方、税について創設や改正についてご承知いただいている方にお集まりいただいているところである。

<委員>

気になることとしては、他の半数以上の都道府県で類似の制度をやっておられるので、それと比較してみて、こうした方がいいのではないかとというのがあれば、資料があればいただきたい。

<委員>

森林環境税と言ったと思うが、環境税といっても例えば炭素税みたいに税でガソリンの消費を抑えるというタイプではなく、財源を確保するためのものである。

財源の為の税金という理解をすると、その財源で賄える政策は何であるか、この財源で賄うことが適切なのか、というこの2点がまさに会長が仰ったとおりでと思う。

この2点で、両方について1つずつ質問させていただくが、まず事業の方では、収益性のものをはずすとか、従来から林業で関わっていたものははずすという説明はいただいたが、例えば、林道とか、森林組合に中小の所有者をまとめるなどは、確かに従来の方の

予算ではやってなかったかもしれないが、カテゴリーとしては林業の話ではないか。

森林事業の多面性みたいな話をする場合であれば、その森林と環境面の密接不可分性みたいなものを議論しないと、ただ単純に新しい領域だからということだけで、林業に近い分野の話を、これでも賄うという理屈を立てることには直ちにはならないのではないか。

次に財源の方では、森林環境保全というのが重要であると言うならば、何故普通の一般財源の中から一番に取らないのか、という質問が出てくると思う。

それから、逆に優先順位が低いならばなぜ税金から賄うのか、という話があるかと思う。この税としては、時限立法ということで、新しい政策分野に関しては、従来の予算をすぐになくすということはできないので、そこをスクラップ&ビルドで調整する期間であり、財源を確保する為に税が必要ですよという理屈を立てるのがきれいだと思うが、それでいいのか。

そうした場合、時限立法が終われば終わる話になるので、その理屈付けをどうするかということがある。

もう1つの論点としては、これが目的税だとすると懸念することがある。

お金があるから事業をしてしまうという逆の悪さをする可能性があるのではないか。それをチェックすることはどうなっているのか。先程森林事業の中では、スクラップ&ビルド、PDCA といった話は出ていたが、県のその他の事業との間の優先関係をどこでどうチェックをしていくのか。

もちろん、最終的には県の予算なので、県議会で新規予算を審議するというのが1つの答えではあると思うが、何らかの答えを用意する必要があるのではないかと思う。

3点目として、森林の公益性を強調していくと、森林の機能が裨益する範囲はどこまでかということになるのではないか。要するに、それが滋賀県の領域と一致しているのであればまさに県民税うってつけという話になるが、そうでないときに、どういう風に考えたらいいのか。

まさに、国レベルで流域計画、琵琶湖再生法が出来た。ということは、琵琶湖の公益性というものが、県の領域を越えて地域、流域若しくは国というものに対して公益性を持っているという話をしているのではないか、という気がする。だとすると、その分について県民だけが負担するのか、という質問があるかと思う。

<事務局>

まず、他府県の状況について、現在、全国35県で森林関係の住民税が導入されている。

最初に導入されたのが高知県で、平成15年から実施している。その後、15年から26年度までに35県が導入しているが、基本的にはどこの県も5年で見直しということで進めて

おり、現在、全ての県で継続して森林税を実施している。

次に、林道の整備的なものは従来事業に入るのではないかとのことですが、森林づくりガイドの 3 番目にあるように、「森林を育む間伐材利用促進事業」として、道路を整備し、間伐材を有効的に利用することについては、二酸化炭素を固定することに役に立つという解釈で実施しているところである。

基本的には間伐材の搬出に使っており、いわゆる林業で伐採をして山から木を売って儲けているというのではなく、高性能林業機械のキャタピラで走っているような用具を通れるように加工し、間伐材を運びだして使っているところである。

業として儲かっているようなところではなく、なんとか採算が取れるように道をつけて環境に配慮した間伐をしているところである。

<委員>

私自身は林業のために林道が必要だという事はものすごく感じている。ただ、その税の説明でよいかどうかだけの問題。林業をする以上、重たいものを動かさなくてはいけないというのが基本で、林道が必要であることに関しての認識はある。

<会長>

資料 10 で、要するに、森林税で 8 億、国費で約 2 億、合わせて 10 億の事業をやっている。問題はその国費の 2 億と、森林税の 8 億との仕切りがきちっと出来ているかという話と、例えば、仮に国費なら国費で林道の整備とかそういうのがされているとするならば、それは国の観点からそれはそれでいいが、8 億の仕切りの中で、林道の整備等がされているという事実がもしあるならば、それはどうかということ。

<委員>

若しくは、例えば森林経営という部分に関わるような話で、否定はされていたが、収益事業と関わるような部分であるならば、森林税と言うよりは普通の産業振興の予算として確保すべきものもあるのではないか。

<事務局>

基本的には環境に配慮した森林づくりという範疇の中で実施しており、いわゆる林道とは異なるものである。

間伐材を運ぶための道であるので、いわゆるトラックが走るような林道を作っているわけではなく、間伐材を運ぶための作業道を作っている。

それで環境に配慮した森林づくりであるので、業ではないという範疇で使っている。

それから国費については、これが林業事業のもの、これが森林づくり事業のもの、と分けているのではなく、例えば環境林事業について言えば、平成 18 年の時は、国の補助事業というのがなく、琵琶湖森林づくり事業で始めた事業であり、その後、平成 20 年度から国の補助がもらえるようになったという事業である。

琵琶湖森林づくり事業でやっているから国の補助はもらわないというスタンスではなく、元々森林づくり事業でやっていたものを、国の補助が後から付いてきたものについては頂いているということで、8 億円に対し 2 億円ぐらいの補助がもらえるようなメニューができてきた。

道については、林道は国費でやっており、一般財源でやっている。そこは区分しているところである。

<委員>

環境等の密接不可分性みたいな話を強調すればいいのかなという気がする。

<事務局>

予算上では分けて執行しているところである。

<委員>

林道となると、資産みたいになるということか。

<事務局>

林道の目的はそもそも山を伐採し、木を搬出して、という林業振興に基づく道を国の施策として実施・設置していくというような目的がある。

元々資産として、その時は使えるが、何年か経つとその道も崩れたりして資産じゃなくなる可能性もある。しかし、山から木を出すときにはその道を使って林業事業に使用するために満たしていくということである。

こちらのパンフレット（森林づくりガイド）、の左下「両輪で展開する森林づくり」となっており、「木材利用による林業・木材産業の振興」というところで、林道事業、治山事業などは従来事業で行っているもので、それ以外の琵琶湖森林づくり事業でやっているものが右側で、これについてはこの中のものとなる。

<委員>

普通に考えると、間伐、まさに人工林を作って完全に保持するなら別だが、そうじゃない限りは手入れのために、人も機械も入らないといけないわけで、当然林業というものと林道というものは密接不可分ではないか、という理解をする。だからこそ、林業の内、手

入れをしながら継続的に利用していくものに関しては、その部分の環境面との区別がかなり密接不可分でやりにくい、ということを強調した方がこの部分がスムーズにいけるのかなという気がする。林道というものが間伐したものを運び出すものだけである、という説明をする方が、違和感がある。

<会長>

間伐の効果とか、むしろその間伐をすることによって森林を開拓する、環境重視など、そういうことをキーワードにして、強調するということのご指摘かと思う。

今日だけでは前提になる共通の理解というのも無理なので、次回に今日の資料をもう少しシンプルにさせていただいた方がいいかと思う。担当課によっても資料ごとに数字が微妙に違うというのがあるということと、スクラップ&ビルドを事業レベルでどう考えて、費用と結び付けて、新規事業で大体いくら増え、しかしトータルして古いのが削減して、というようなことも合わせて考えているのかが、今日の資料からすぐには見えないところもある。或いは、そもそもスクラップ&ビルドは考えずに、これは環境のために重要だから、場合によっては森林税の負担を上げてもいいかもしれないというような議論にもなり得るのか、なり得ないのか。

そのあたりの見通しを含めて、森林政策課と税政課の方の資料を整理していただいた方が分かりやすいかと思う。

まず前提になることが今日の段階ではちょっと消化不良の状態だと私は思うので、もう一回丁寧にそれを整理して、次回の半分ぐらいはそれで質疑応答のような時間を取る方が良いと思う、そういう風な形で進めてよろしいか。

もしそれ以外にご質問とかご要望とかあれば。

<委員>

今のところは何を議論したら良いのか見えないので、もうちょっと何かに絞らないと、例えば森林審議会で議論されたことをまた繰り返し言ってもあれなので、その辺を整理してもらえると話はしやすいかと思う。ただ、感じているのはちょっとだけ言わせてもらおうと、やはりこの県民税が、一般の県民の人にはさっきのアンケートかなんかの結果もあるように、あまり実感として何もないところがやっぱり活かしきれてないなと思う。

結果、事業の達成率で A 判定が出ていたとしても、県民の人に直結しているような事業であっても響いてない、感じられてないところというのはどうしていったらいいのかなというのは、もうちょっと考えた方がいいのではないかな。何か県民の人に直に分かるようなメリットがないと、これを特別に徴収している意味が、なんとなく取られているとしかならないところが問題かと思う。

<委員>

平成 22 年には条例改正検討会という形でやられていたが、それはなにか新たに実施する事業があったから同じような検討会で検討したということか。

<事務局>

22 年当時も、鹿の駆除など新規の事業等があるなど、その辺りで税の使途について適切かどうかという議論も含めて検討していただいた。

<委員>

ただ、その事業は適当ということになり、県民税条例も改正の必要がないということになって、税率も取り方も変わらないということで終わっているということか。

<事務局>

検討の結果、収斂していただいたというような状況である。

<委員>

今回は特に条例改正というようなテーマはないけれども、適当かどうかということについては議論するという場でよろしいか。

<事務局>

27 年度の事業というのも既に出来ており、それが長期計画で 27 年から 32 年度というスパンでの事業として、既に実施しているところはある。その 27 年度の事業予算というのは、32 年度まで継続していくのかということは今、森林審議会の方で議論していただいているところである。仮に 27 年度に、新規事業があり、当初予算規模が 8 億程度と既に示させていただいているが、新たな基本計画の中で、こういった事業があり、全体としては、これが税充当規模ですということを所要の条件として、今後の税制度や税率のあり方はどういうものが適切なのかということをご議論いただくことになろうかなと思っている。

そういう意味で、今回、条例改正という名前が付いてないというご質問かと思うが、改正するかどうかの前提としてのご意見を各委員からお伺いしたいというところである。

<会長>

だからその前提としては、5 年間で何をしようとしているのかということについてまずその内容が了解できるのかということが 1 つと、その次にはそれを県民税の条例で賄うかどうかということと、そしてさらに県民税条例の従前通りの規模と内容とするのか、少しそれは変えるのか、そういうことについてもこのメンバーでいろんな意見、それなりの結論めいたものを示してほしい、ということか。

<事務局>

そのとおり。しかし、審議会等の制度も改まり、検討会としての総意を得ていただく機関ではないということになり、各委員のご意見を頂戴するというような体制である。

<会長>

そういう点では、こういった視点も重要だからそれもしっかり考えて、条例改正にあたっては十分考慮してください、ということはこのメンバーからいろいろ言ってほしい、ということか。

<事務局>

会の総意として答申を頂くと、そういうものではないというご理解をいただきたい。

<会長>

それならば、それぞれの方のいろんな見識とか経験からいろんなことを仰ってもらえると思うし、そういう風にしていただいた方が自由に、またいろいろ検証が可能であるので、今日の資料を、もう少しシンプルに、資料1、2か3ぐらいで留めるぐらいのつもりで、次回、再度これの要約版みたいなものをもう一度出していただき、委員の意見等をお聞きして質疑応答もしながら進めていきたいと思う。

回りの前半はそういった基本認識をしっかり共通で持ちながら議論するというので、後半の方は税条例をどう考えたらいのかというぐらいの形で進めさせていただきたい。

では時間になりましたので、一回これで。

<事務局>

先程もありましたように、審議会ではなく、検討会という形ですので、委員のご意見を頂戴して、検討を進めさせていただきたいと思う。

用途についてのご意見というのは、最終的には森林審議会の方にて検討させていただき、税の方についてのご意見というのは、滋賀県税条例の改正にあたり、頂戴させていただきたいと考えているので、よろしくお願ひ申し上げます。

7. 日程調整

○第2回：平成27年11月30日（月）13:30～15:30